

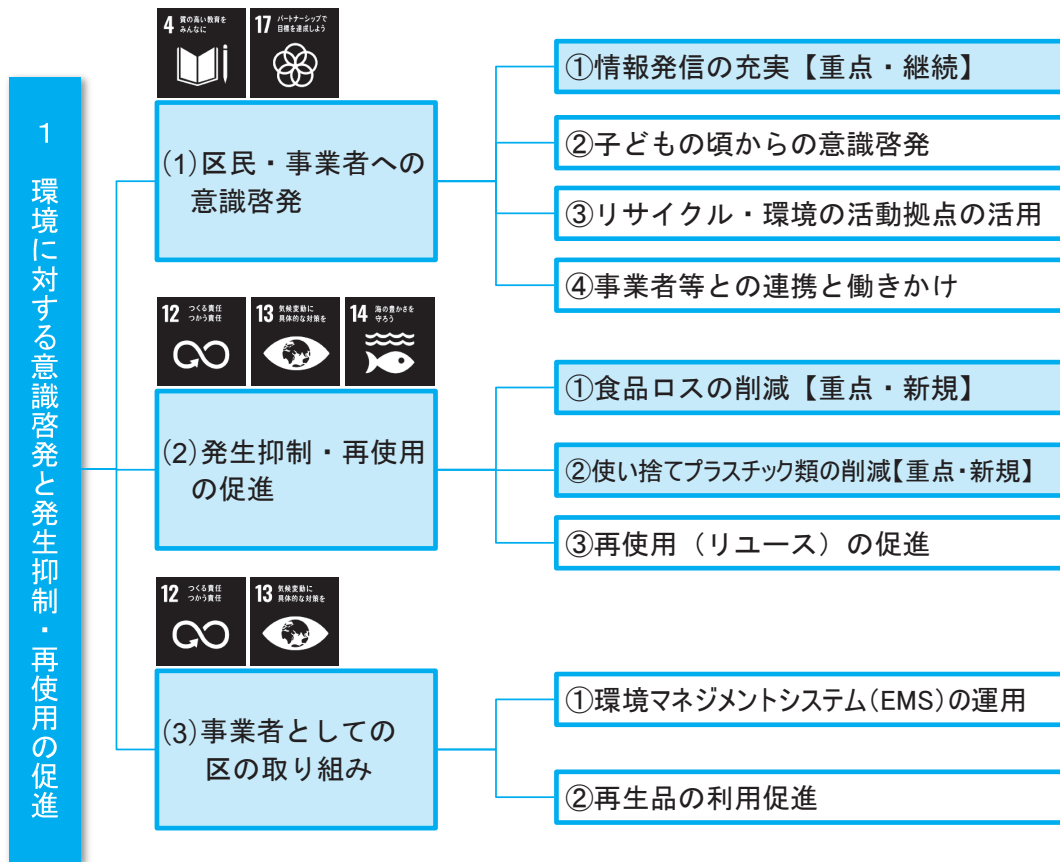
第9章 目標実現に向けての取り組み

「第7章 基本理念・基本方針」で掲げた基本理念と3つの基本方針に基づき、以下のように施策の柱を構築します。本章では、この施策の柱に沿って、目標実現に向けた取り組みを示します。



[SDGs（持続可能な開発目標）のアイコンについて]		
ゴール	計画に関連する主なターゲット	
<p>4 質の高い教育をみんなに</p> 	<p>すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する</p>	<p>4.7 教育を通して持続可能な開発に必要な知識・技能を得られるようにする</p>
<p>7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに</p> 	<p>すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する</p>	<p>7.2 再生可能エネルギーの割合を増やす</p>
<p>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</p> 	<p>強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る</p>	<p>9.4 資源利用効率の向上とクリーン技術及び環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大により持続可能性を向上させる</p>
<p>11 住み続けられるまちづくりを</p> 	<p>包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する</p>	<p>11.6 大気や廃棄物を管理し、都市の環境への悪影響を減らす</p>
<p>12 つくる責任 つかう責任</p> 	<p>持続可能な生産消費形態を確保する</p>	<p>12.3 世界全体の一人当たりの食料廃棄物を半減させ、生産・サプライチェーンにおける食品ロスを減らす 12.5 廃棄物の発生を減らす</p>
<p>13 気候変動に具体的な対策を</p> 	<p>気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる</p>	<p>13.2 気候変動対策を政策、戦略及び計画に盛り込む</p>
<p>14 海の豊かさを守ろう</p> 	<p>持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する</p>	<p>14.1 海洋汚染を防止・削減する</p>
<p>17 パートナーシップで目標を達成しよう</p> 	<p>持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する</p>	<p>17.17 効果的な公的・官民・市民社会のパートナーシップを推進する</p>

9.1 環境に対する意識啓発と発生抑制・再使用の促進



(1) 区民・事業者への意識啓発

① 情報発信の充実【重点・継続】

広報誌やホームページ、各種パンフレットや環境情報誌、また「エコまつり」などのイベントなど、様々な機会を通じた情報発信により、区民・事業者のごみの発生抑制と再使用を促進します。

また、単身者等にも情報が届きやすいよう、SNS（ソーシャル・ネットワーク・サービス）やICT（情報通信技術）の活用を図るため、ごみ・資源の分別等の情報を得るためのチャットボット（人工知能を活用した自動会話プログラム）の導入について検討します。

対話による普及・啓発の充実を図るため、町会や自治会、集合住宅に対して「ごみ減量・リサイクルアドバイザー」を積極的に派遣します。

居住者が増加している外国人に向けては、多言語パンフレットを活用し、ごみや資源の分け方・出し方といった基本情報や、ごみ減量・リサイクルの取り組みに関する情報を発信します。

事業者に対しては、ごみの発生抑制と再使用に配慮した事業活動に取り組むよう、啓発冊子や排出指導などを通じて普及・啓発に取り組めます。

【取り組みを評価するための指標】

以下の指標を重点的取組の進捗評価の判断基準として活用します（以下同様）。

- 区民アンケート調査によるごみ発生抑制行動の進捗状況
- 各種情報媒体の発行部数
- ICT を活用したサービスの導入と利用実績

② 子どもの頃からの意識啓発

保育園、幼稚園、小学校の各年齢に合わせた環境学習や「親子環境施設見学会」を実施し、子どもの頃から環境問題やごみ減量・リサイクルの大切さなどに対する意識を高めます。

また、児童・生徒を対象とした「子どもとためす環境まつり」や「エコまつり」などのイベントを通じ、子どもの頃からの意識啓発に取り組みます。

③ リサイクル・環境の活動拠点の活用

「リサイクルハウスかざぐるま」や「環境情報センター」を引き続き区民の学習や取り組みの活動拠点として活用していきます。ごみ減量やリサイクルに関する情報を積極的に発信するとともに、区民・事業者・活動団体の連携を図ります。

④ 事業者等との連携と働きかけ

事業者や商店街、事業者団体などと連携し、ごみの発生抑制と再使用を促進します。

地球温暖化問題や海洋プラスチックごみ問題が浸透し、企業単位でのSDGsを意識した取り組みも進みつつあることから、このような取り組みに関する情報を積極的に区民にも発信するとともに、食品ロス削減やプラスチック類の削減等に取り組む事業所を認定する新たな制度を検討していきます。

(2) 発生抑制・再使用の促進

① 食品ロスの削減【重点・新規】

各種情報媒体を通じて、食品ロスの削減に関する基礎知識（賞味期限と消費期限の違いなど）や調理の工夫など、日常生活における食品ロスの削減方法をわかりやすく伝えていきます。

また、区民向け講演会を開催し、取り組みの裾野を広げていきます。

広く区民や来街者へのアピール効果を得るため、「エコまつり」等で啓発グッズの配布を検討します。また、区内飲食店や販売店等とも協力して「食品ロス削減月間」にあわせたキャンペーンの実施を検討します。

食べきり推進を行う飲食店や賞味期限・消費期限切れの売り切り等で食品ロス削減に取り組む販売店に対しては、ポスター・チラシ等の啓発グッズを配布するなどして、事業者による取り組みを促進します。

家庭や事業所で不要となってしまった未利用食品に対しては、「フードバンク」や「フードドライブ」の情報提供を行い、食品ロスの削減を促進します。「フードドライブ」については民間団体の協力を得ながら事業の充実を図ります。

以上の取り組みについては食品ロス削減推進法に基づく「食品ロス削減推進計画」の策定を検討し、区民・事業者・行政の連携・協働の下で推進していきます。

【取り組みを評価するための指標】

- 区民アンケート調査による食品ロス削減行動の状況
- 組成分析調査による家庭からの食品ロスの発生量
- フードドライブの実施実績

② 使い捨てプラスチック類の削減【重点・新規】

レジ袋が有料化したのを契機に、簡易包装の選択、詰め替え商品の利用、マイカップ・マイボトルの利用など、使い捨てプラスチック類の削減を区民に呼びかけます。推進にあたっては、パンフレット等による区民への普及・啓発を行います。

【取り組みを評価するための指標】

- 区民アンケート調査による使い捨てプラスチック類削減行動の状況

③ 再使用（リユース）の促進

「リサイクルハウスかざぐるま」における不用品販売や不用品交換システムの充実を図るとともに、区民主催のフリーマーケットなどのリユース活動を引き続き支援していきます。

(3) 事業者としての区の取り組み

① 環境マネジメントシステム（EMS）の運用

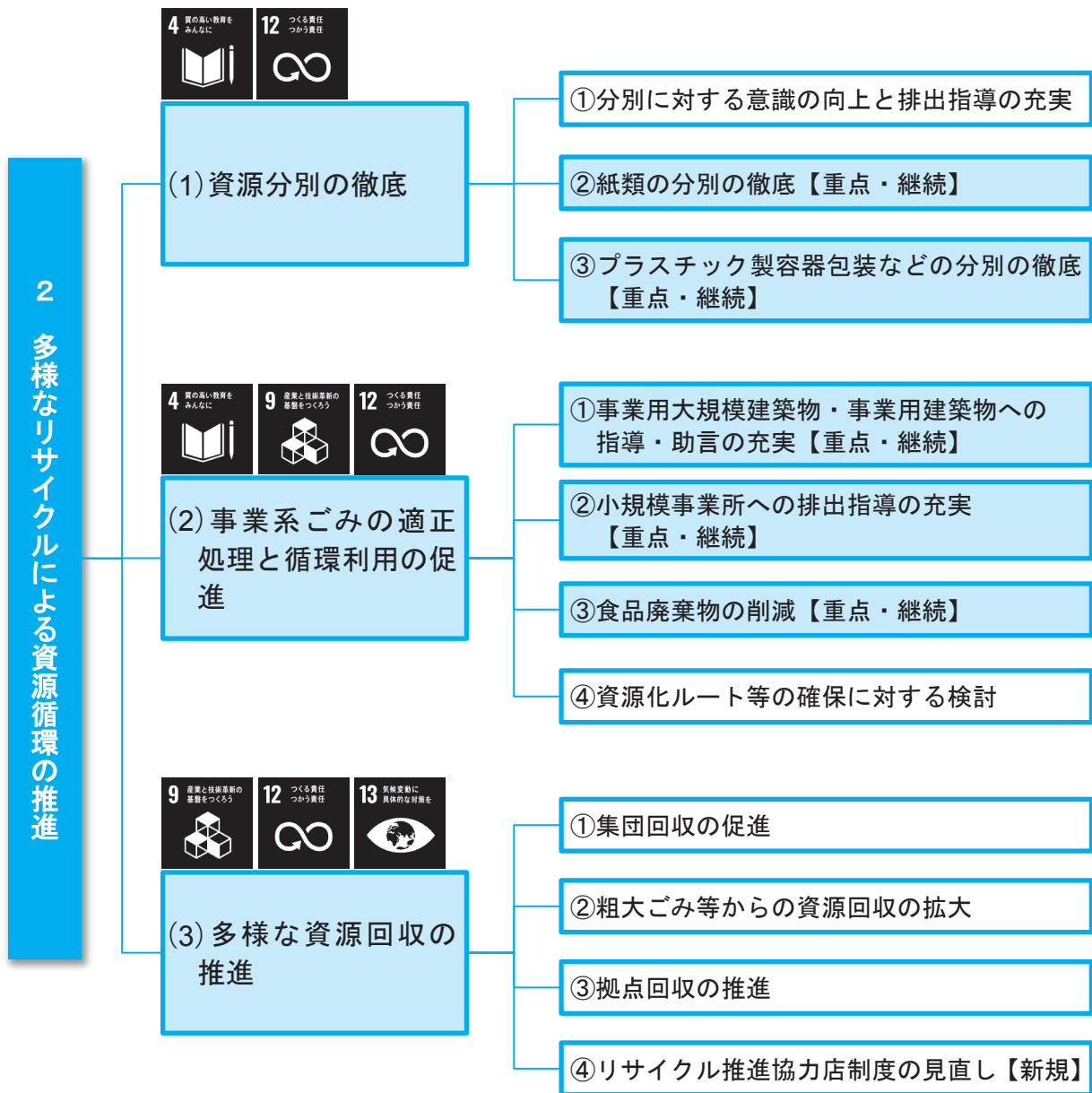
「中央区環境マネジメントシステム」を運用し、区の全施設を対象に省エネルギー・省資源活動および適正なエネルギー管理を行い、事務事業に伴う環境負荷の低減と廃棄物の削減を進めます。

② 再生品の利用促進

「中央区グリーン購入ガイドライン」に基づき、率先してグリーン調達を進めます。また、建設廃材や建設残土、カレット加工品や再生セメント等、公共事業における再生品の利用を促進します。



9.2 多様なリサイクルによる資源循環の推進



(1) 資源分別の徹底

① 分別に対する意識の向上と排出指導の充実

区民・事業者の分別に対する意識の向上を図るため、各種情報冊子やホームページにてイラストやデータなどを用いた「見える化」を図り、わかりやすい普及・啓発に努めます。

また、町会、自治会、集合住宅等と連携して、様々な集まりの場に「ごみ減量・リサイクルアドバイザー」を積極的に派遣するなど、ごみと資源の分別排出について指導・助言を充実します。さらに、区民が排出した資源を確実にリサイクルするため、資源の持ち去り防止パトロールや古紙問屋の組合等と連携したGPS端末機による追跡調査を必要に応じて実施していきます。

② 紙類の分別の徹底【重点・継続】

紙類の一層の削減に向けて、雑紙（紙箱・紙袋やはがき・封筒、包み紙など）が資源であることの認知度の向上や、紙袋に入れて排出できることの周知を図ります。

また、環境学習や区民向け講座などを通じ、雑紙の分別を啓発していきます。

【取り組みを評価するための指標】

- 組成分析調査による燃やすごみ中の資源化可能な紙類の推定排出量

③ プラスチック製容器包装などの分別の徹底【重点・継続】

ごみとして多く排出されているプラスチック製容器包装や金属製の鍋・やかん・フライパンについて、排出方法（容器包装の洗浄など）を示しながら資源化を促進します。

布類については、「リサイクルハウスかざぐるま」での展示やフリーマーケットなどを通じて再使用を推進するとともに、リサイクルの取り組み事例を紹介しながら集団回収での資源回収を促進します。

【取り組みを評価するための指標】

- 組成分析調査による燃やすごみ・燃やさないごみ中の資源化可能物の推定排出量

(2) 事業系ごみの適正処理と循環利用の促進

① 事業用大規模建築物・事業用建築物への指導・助言の充実【重点・継続】

事業用大規模建築物（3,000㎡以上）、事業用建築物（1,000㎡以上 3,000㎡未満）については、再利用計画書や再利用実績表に基づき、立入調査や講習会、啓発冊子など様々な機会を通じて、分別方法の指導・助言を行うとともに、資源化に関する最新情報の提供を行います。

また、再利用率の低い事業所に対しては、継続的な立入調査を行うなど、改善を促します。

さらに、事業系ごみの適正処理を促進するため、一般廃棄物処理業者に対しても適切な指導・助言を行います。

【取り組みを評価するための指標】

- 事業用大規模建築物・事業用建築物の再利用計画書等の実績報告

② 小規模事業所への排出指導の充実【重点・継続】

区収集ごみに排出（日量 50kg 未満）している小規模事業所については、ごみ・資源の分別やごみ処理券の貼付など適正排出の徹底を図るため、町会や事業者団体と連携した「ふれあい指導」の強化など、排出ルールの徹底に取り組んでいきます。加えて、飲食店の営業許可申請時等において排出のルールの周知を図るとともに、事業者の自己処理責任の原則に基づき、区収集から一般廃棄物処理業者収集への移行を促進します。

【取り組みを評価するための指標】

- 中央区ごみ排出実態調査に基づく区収集ごみ中の推定事業系ごみ量

③ 食品廃棄物の削減【重点・継続】

飲食店をはじめ、区内に多い食品関連事業者（食品の卸売・小売・製造・加工・流通業者）に対して食品リサイクル法に基づく食品廃棄物の発生抑制と再生利用を促進します。また、立入調査や廃棄物管理責任者講習会、事業者向け冊子など様々な機会を捉えて、生ごみや食品ロスの削減、食品再生利用に関する最新情報を提供します。

【取り組みを評価するための指標】

- 事業用大規模建築物・事業用建築物の再利用計画書等の実績報告

④ 資源化ルート等の確保に対する検討

自主的な店頭回収などのリサイクルシステムの確立に向けて、商店街や事業者団体等と連携し、情報の共有化を図りながら、資源化ルートや資源化施設の確保を促していきます。

また、小規模事業者から排出される資源の回収を促進するため、「ちゅうおうエコ・オフィス町内会」のPRを充実します。

(3) 多様な資源回収の推進

① 集団回収の促進

循環型社会の実現に向けては、地域における区民の自主的な資源循環活動が重要です。町会、自治会、マンション等の地域団体に対し、集団回収の普及・啓発に取り組むとともに、優れた活動内容を環境情報誌等に紹介するなど、活動の活性化を促進します。

また、アジア地域における廃棄物輸入規制の強化や新型コロナウイルス感染症の拡大の影響で、回収資源の市況が不安定になっていることから、資源回収事業者に対する補助など、必要な支援について検討します。

② 粗大ごみ等からの資源回収の拡大

燃やさないごみの資源化および粗大ごみからのピックアップ回収を継続します。

さらなる資源の有効利用を促進するため、今後とも粗大ごみ等の中から新たな資源化の可能性はないか、情報収集や検討を行っていきます。

③ 拠点回収の推進

小学校など身近な場所に資源を持ち寄る拠点回収の利用促進を図ります。拠点回収に対する区民の認知度を高めるため、ホームページや各種情報冊子、出前講座などを通じてさらなるPRを行っていきます。

また、拠点回収の品目拡大を引き続き検討します。

④ リサイクル推進協力店制度の見直し【新規】

食品ロスの削減や使い捨てプラスチックの削減など、広い視点から販売店や飲食店といった事業者の取り組みを促進し、区民や来街者に可視化していくため、「リサイクル推進協力店認定制度」を見直し、食べきり協力店制度と合わせた認定制度を検討していきます。

9.3 人の環で築く清潔で快適なまち

3 人の環で築く清潔で快適なまち



(1) 安心して清潔なまちづくりの推進

① 安心・安全なごみ収集・資源回収のありかたの検討【重点・新規】

② まちの美化の推進

③ 集積所の美化の推進

④ 有害物・危険物の排出方法の周知徹底【新規】



(2) 交流・連携の促進

① 区民・事業者等との交流・連携の促進【重点・継続】



(3) 環境負荷の低減

① 収集・運搬体制における環境負荷の低減

② 中間処理・最終処分における環境負荷の低減



(1) 安心で清潔なまちづくりの推進

① 安心・安全なごみ収集・資源回収のありかたの検討【重点・新規】

令和2（2020）年に始まった新型コロナウイルス感染症の拡大は、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会が延期になるばかりではなく、区民の生活スタイルや事業活動に対して大きな影響を与えています。

ごみ収集や資源回収に際しては、国や都のガイドラインに基づき区民や事業者への注意喚起や収集作業員の感染防止対策を行うとともに、「新しい日常」や事業活動のあり方を見すえ、安全で安定的なごみ収集・資源回収のあり方について検討していきます。

なお、ごみ出しが困難な高齢者や障害者世帯に対して、安否確認を含め玄関先でごみ収集を行う「ふれあい収集」を引き続き推進します。

【取り組みを評価するための指標】

■ ふれあい収集実施件数

② まちの美化の推進

本区に住み、働き、訪れる、すべての人々にとって清潔で快適なまちを実現するため、区民・事業者・区が一体となって取り組む「クリーンデー」・「まちかどクリーンデー」、「花壇ボランティア」の育成や活動支援、清掃（事業）協力会の活動などを通じて、まちの美化を推進します。

③ 集積所の美化の推進

まちの美観と生活環境を清潔に保つため、集積所の適正管理とごみのより早い時間での収集に努めます。また、町会等と連携して不法投棄や不適正排出などのマナーが守られていない集積所の指導・助言を強化するとともに、カラス被害によるごみの散乱の防止やねずみの発生防除に取り組みます。

④ 有害物・危険物の排出方法の周知徹底【新規】

蛍光管や水銀体温計などの水銀含有物については、拠点回収を利用するよう周知徹底を図ります。

また、爆発の危険があるエアゾール缶や携帯ガスボンベについてはガスを使い切って出すよう周知徹底を図ります。火災の危険がある充電池については、拠点回収や回収協力店での回収に協力するよう呼びかけていきます。

なお、家庭から出る注射針などの在宅医療廃棄物については、医師会と協力し薬局を拠点とした回収を行っていきます。

(2) 交流・連携の促進

① 区民・事業者等との交流・連携の促進【重点・継続】

「リサイクルハウスかざぐるま」や「環境情報センター」を拠点として区民・事業者・団体等の交流と連携を促進し、各主体の活動の活性化を図っていきます。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大を契機に区民生活や事業活動がどう変わっていくのか、これに対応しつつ循環型のまちづくりをどう形成していくのかなど、区民・事業者ともに問題を共有し、解決を図っていくため、「中央区清掃・リサイクル推進協議会」の場を引き続き活用していきます。

【取り組みを評価するための指標】

- 「リサイクルハウスかざぐるま」「環境情報センター」の来館者数
- 「リサイクルハウスかざぐるま」での不用品販売実績

(3) 環境負荷の低減

① 収集・運搬体制における環境負荷の低減

効率的で環境負荷の少ないごみ・資源の収集・運搬体制を構築するとともに、アイドリングストップなどの実施により、公害防止や地球温暖化対策に寄与します。

② 中間処理・最終処分における環境負荷の低減

東京湾最後の埋立処分場である新海面埋立処分場の負荷軽減等のため、清掃一組が進めるエネルギー回収や主灰のセメント原料化事業等の促進を図ります。

